

小規模保育事業所設置運営事業者募集に係る質問書への回答

No.	項目	質問事項	回答
1	補助金について	建物改修にあたっての補助金について、備品購入費とは具体的にどのような備品が補助金の対象となりますでしょうか？	備品購入費の対象は、空調設備などの内装に係るものや、靴箱や棚などの建物に固定して使用するもの、冷蔵庫などの動かさない大型の物品が対象になります。その他、対象となるかどうかは物品や使用方法等により個別に審査することとなります。